

高齢者のための福祉サービス

問い合わせ…高齢者いきがい課・TEL224-5809

市内循環バス特別乗車証の交付

市内循環バス（川越シャトル）が優待料金で利用できる特別乗車証を交付します。

対象…市内に住所がある70歳以上80歳未満

料金…一乗車につき百円（80歳以上の方は無料）

福寿手帳の交付

老人福祉センター（東後楽会館・西後楽会館）の利用証となる手帳を交付します。

対象…市内に住所がある60歳以上

老人福祉センターの利用

教養の向上・健康増進・レクリエーションの場を提供する施設です。東後楽会館（TEL224-3366）・西後楽会館（TEL232-6177）があり、無料で大広間・娯楽室・浴場などが利用できます。

対象…市内に住所がある60歳以上（心身障害者および母子世帯の方も無料）

老人憩いの家の利用

教養の向上・レクリエーションの場を提供する施設です。小ヶ谷老人憩いの家（TEL245-8494）・高階北

老人憩いの家（TEL248-6565）・川越駅東口老人憩いの家（TEL228-7717）

があり、無料で談話室などが利用できます。

対象…市内に住所がある60歳以上

要介護高齢者等手当の支給

要介護高齢者と、その介護者に手当を支給します。

対象…市内に住所がある65歳以上の要介護高齢者（要介護3～要介護5の認定者）

ただし、介護保険施設などに入所している場合を除く）とその介護者（現在、実際に要介護高齢者を毎日介護している）

*入院している場合は、お尋ねください。

支給額…要介護高齢者Ⅱ月額

六千円 ▼ 介護者Ⅱ月額六千五百円

必要書類…要介護高齢者と介護者の預金口座（ゆうちょ銀行を除く）がわかる物

紙おむつの給付

月額五千円の範囲内で紙おむつを給付します。

対象…市内に住所がある65歳以上の在宅の要介護高齢者（要介護1～要介護5の認定者）で、失禁の状態にあり、排せつの介助が必要な方（貸しおむつ事業との併用はできません）

費用…無料

*申請を受理した翌月から支給。

配食サービス（食の自立支援）

一日一食（昼または夕）、週四食まで、調理された食事を自宅に届けるとともに、安否を確認します。

対象…市内に住所がある在宅の65歳以上で、次の要件を満たしている方

①65歳以上で構成されている世帯に属している

②老衰・心身の障害・傷病により、自分で調理することが困難

費用…一食当たり三百円

*居住地により業者が異なります。

*利用の際、訪問調査を行います。

訪問理美容サービス

市内の理容師や美容師が在宅高齢者の自宅を訪問し、調髪などのサービスを提供します。

対象…市内に住所がある在宅の65歳以上で、高齢による身体機能の低下や病気などにより、理容店や美容院へ行くことが困難な方（要支援1・要支援2または要介護1～要介護5の認定者）

費用…一回当たり二千円（調髪またはカットのみの場合）

利用回数…年度内四回（申請

月により回数が異なります）

家族介護慰労金の支給

要介護4または要介護5の認定を受けている介護保険被保険者を、現在主として在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

対象…次の要件をすべて満たしている家族

①要介護4または要介護5と認定された有効期間において、継続して一年間、介護保険のサービス（年通算七日以内の短期入所サービスの利用を除く）および老人保健法に定める訪問看護を利用していない（ただし、連続三か月を超える長期入院があった場合には、入院前後の在宅期間を合わせて一年間とする）

②要介護高齢者および家族のいずれも市民税が非課税

支給額…年間十万円

*要介護高齢者等手当と重複して支給を受けられません。

日常生活用具給付等

日常生活用具を、給付・貸与します。

給付（自動消火器・火災警報器・電磁調理器）

対象：自動消火器・火災警報器Ⅱ市内に住所がある65歳以上で、在宅の要介護高齢者（要介護1～要介護5の認定者）および一人暮らしの方
▼電磁調理器Ⅱ市内に住所がある65歳以上で、在宅の一人暮らしの方

費用：生計中心者の所得状況により自己負担あり

貸与（電話）

対象：市内に住所がある平成19年分の所得税が非課税の、65歳以上の一人暮らしの方

必要書類：生計中心者の所得税額を確認できる書類（平成19年分の源泉徴収票または確定申告書の写し）

*電話の場合、基本使用料のみ市が負担します。

緊急通報システムの貸与

緊急事態発生時に消防局へ通報できる装置を貸与します。

対象：おおむね65歳以上の一人暮らし（日中など、おお

むね8時間以上、一人暮らしとなる方を含む）で、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある方

費用：設置工料は無料（ただし、日中など一人暮らしとなる世帯の生計中心者の、平成19年分の所得税が課税の場合は、一部自己負担あり。また、電話回線の基本料金・通話料金は自己負担）

*申請を受理した翌月末に設置します。

生きがい活動支援通所

施設への通所により、創作・趣味活動やレクリエーションなど、生きがい活動を支援するためのサービスを提供します（送迎・給食あり、入浴なし）。

対象：市内に住所があり、介護保険の対象とならない65歳以上で、家に閉じこもりがちなる方

費用：一日六百円

利用回数：週一回

利用施設：総合福祉センター・オアシス▼霞ヶ関東デイスタービスセンター▼西後楽会館デイスタービスセンター

1 *住んでいる地域により、利用施設を決定します。

生活管理指導員等派遣

生活管理指導員などを派遣し、支援・指導を行います。

対象：市内に住所があり、介護保険の対象とならない65歳以上で、日常生活を営むことが困難な方

費用：所得税額により異なる

利用回数：週一回一時間以内

生活管理指導短期宿泊

施設への短期宿泊による日常生活の支援・指導を行います。

対象：市内に住所があり、介護保険の対象とならない65歳以上で、基本的な生活習慣が欠如している方

費用：一日千七百三十円

利用回数：年度内七日

利用施設：養護老人ホーム・やまぶき荘

寝具乾燥

年度内十回までの定期的な寝具の乾燥を行います。

対象：市内に住所がある65歳以上で在宅の要介護高齢者等手当を受給している方のうち、平成19年分の所得税が非課税世帯の方

費用：無料

徘徊高齢者家族支援サービス

「徘徊探知システム」の利用に係る経費の一部を助成します。

対象：市内に住所がある65歳以上の徘徊高齢者を居宅で介護している家族

種類：GPS方式

助成額：申込料Ⅱ全額▼機器の月額使用料Ⅱ二分の一（限度額二千円）

その他のサービス

詳しくはお尋ねください。

●寝具丸洗事業
毎年十一月十日発行の広報川越に、申請方法を掲載します。

●障害者控除対象者認定
毎年十二月の広報川越に、申請方法を掲載します。

●貸しおむつ
布おむつを貸与します。

●託老事業
要支援1・要支援2または要介護1の認定者が、養護老人ホーム・やまぶき荘で週五日まで、食事・生活管理指導を利用できます。

利用料金：一日千円（家族による送迎が必要です）

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 固定資産課税台帳等の閲覧・縦覧を行っています 資産課税管理担当・TEL224-5642
5月30日(金)まで。期間中は、名寄帳兼課税台帳（写）の交付を受け付けます。詳しくは、3月10日発行の広報川越をご覧ください。
- 「川越みんなの健康プラン」より 総合保健センター健康増進担当・TEL229-4121
日ごろから、意識的に身体を動かすように心がけましょう。
- 川越市標準小作料改訂のお知らせ 農業委員会事務局・TEL224-6134
4月1日から標準小作料を、田11,000円、畑14,000円に改訂しました。詳しくはお尋ねください。
- 訂正 広報川越No1171・2ページ・カレンダー
4月16日の曜日 誤=月 正=水 ご迷惑をおかけしました。